

# 栗東市個別学習用デジタルドリルの利用契約に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、個別学習用デジタルドリルの利用契約に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業

### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### (4) 利用場所

市内12小中学校

## 3. 予算額（見積限度額）

本業務の契約に係る見積額の上限は、32,225,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

## 4. 実施形式

### (1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

### (2) 選定方法

事業者より提出された書類に基づく一次審査を行い、選定された事業者において企画提案書及びプレゼンテーションに基づく二次審査を実施する。一次審査及び二次審査の総合評価点により、最も高い者を優先交渉者として決定する。

## 5. 目程

項目	期日	備考
実施要項等の公表	令和7年12月19日（金）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和7年12月26日（金） 12時00分	電子メールにて受付
質問書回答	令和8年1月9日（金）	市ホームページに掲載
参加意思表明書等 提出期限	令和8年1月16日（金） 12時00分	持参にて受付
参加資格審査・一次 審査結果通知	令和8年1月23日（金）	郵送および電子メール にて通知
企画提案書等提出 期限	令和8年1月30日（金） 12時00分	持参にて受付
プレゼンテーション 審査実施	令和8年2月9日（月）	郵送および電子メール にて詳細を通知
選定結果通知	令和8年2月中旬	郵送にて通知 市ホームページに掲載
契約締結	令和8年2月下旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

## 6. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
  - ③ 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日公示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
  - ④ 国税および地方税（栗東市ならびに本店および本プロポーザルに参加しようとする資料等の所在地の市町村等のもの）の滞納がないこと。
  - ⑤ 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからオまでのいずれにも該当し

ないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

⑥ 栗東市の令和7年度「物品・役務」に関する指名競争入札等参加申請業者として、「情報処理」の業種で「システム開発」の営業種目で登録を有する者であり、滋賀県内に栗東市と取引する者の所在地を有すること。

⑦ 令和2年4月1日以降において、近畿圏内（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）の地方公共団体からの同種または類似業務の受託実績があること。ただし、構築中及び本稼働前のものは対象外とする。

⑧ ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメント規格）、JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム規格）、ISO/IEC 27017（クラウドサービスセキュリティ認証）またはプライバシーマークを取得していること。

## （2）参加資格の喪失

契約締結までに資格要件を欠く事態に至った場合については、その参加資格を失うものとする。

# 7. 質疑・回答

## （1）提出方法

質問書（様式第4号）により、電子メールにて提出すること。提出の際、電子メールのタイトルは「【質問書提出】栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業

について」とし、電子メール送信後に必ず電話による受信確認を行うこと。電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年12月26日（金）12時00分

(3) 提出先

栗東市教育委員会事務局学校教育課（栗東市役所3階）

電話：077-551-0130（直通）

メールアドレス：gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年1月9日（金）に、市ホームページに質問者名を伏せて回答を掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

## 8. 参加申込・資格審査（一次審査）

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加意思表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要書（様式第2号）
- ウ 導入実績表（様式第3号）
- エ 機能要件定義書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和8年1月16日（金）12時00分

(3) 提出先

栗東市教育委員会事務局学校教育課（栗東市役所3階）

(4) 提出方法

持参にて提出すること。

(5) 資格審査

提出された参加意思表明書等を基に、参加資格審査を実施する。

審査結果については、令和8年1月23日（金）を目途に、一次審査の結果と併せて全ての事業者に文書（郵送及び電子メール）にて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

## 9. 一次審査の審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された書類等の内容について、栗東市職員および教職員で構成する本業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）による審査を行う。審査の詳細は、別紙「栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業 審査要領」に定める通りとする。

### (1) 一次審査

参加申込時の提出書類を基に書類審査を行う。一次審査は事務局にて行い、審査委員会の承認を経て決定する。なお、審査に必要がある場合、提出書類の内容について、事業者に説明を求める場合がある。

参加意思を表明した事業者が4者以上の場合、一次審査の結果に基づき、上位3者のみ二次審査を行うものとする。この場合において、一次審査の結果は、参加資格審査の結果と併せて通知する。

## 10. 企画提案書等の作成方法および提出方法

一次審査の合格の通知を受けた者は、下記の書類を提出すること。

### (1) 企画提案書の内容

仕様書および企画提案書作成例に基づき、審査項目毎に改頁するものとする。

### (2) 書式

ア 企画提案書はA4とし、横置き・横書き、長辺綴じ、本文のフォントサイズは11ポイント以上とする。ページ数は鑑・用語集を含まず本文のみで20頁以内とする。頁下段中央に「(頁番号) / (総頁数)」と附番すること（鑑はページ番号不要）。印刷は両面・片面のどちらでも可とする。カラー・白黒は問わない。

イ 資料を添付する場合は企画提案書の最終頁以降に「資料○」と記したインデックスを付けた上で添付することとし、本文中には参照する資料番号を記載すること。資料は頁数に含まない。

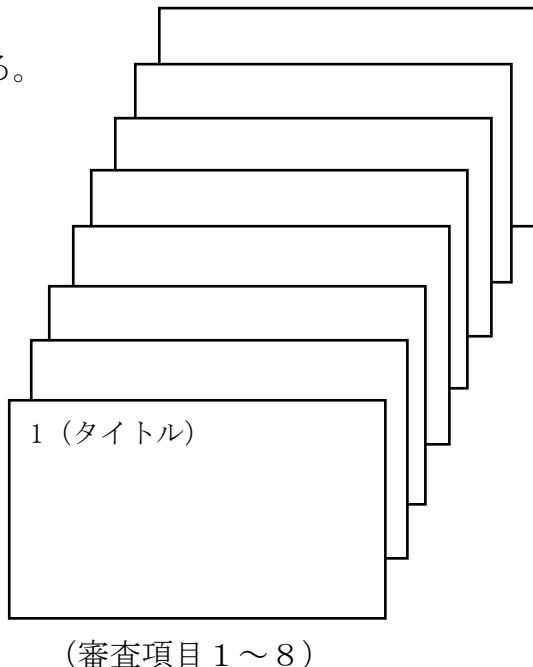
ウ 以下の企画提案書作成例を参考とし、評価項目順に作成すること。

エ 左上部の1箇所をホチキス止めすること。

### 【企画提案書作成例】

- ・鑑(表紙)  
鑑には社名を記入する。
- ・評価項目1から8までを添付する。
- ・目次の添付は不要

(名称)  
企画提案書  
(提案者名)



#### (3) 提案内容についての注意事項

- ア 企画提案書の作成については、本要領のほか仕様書を熟読の上行うこと
- イ 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。
- ウ 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。
- エ 前提条件付きの提案をしないこと。
- オ 企画提案書に専門用語の記載があれば、用語集を最終頁に添付すること  
(頁数に含まない)。

#### (4) 見積金額について

調達にかかる消費税及び地方消費税を含む金額を審査対象額とする。このため、当該金額を見積書(様式第5号)に記載すること。

#### (5) 提出期限

令和8年1月30日(金) 12時00分

#### (6) 提出先

栗東市教育委員会事務局学校教育課(栗東市役所3階)

#### (7) 提出方法

持参にて提出すること。

#### (8) 提出書類

- ア 正本1部(押印済みのもの)
- イ 副本7部
- ウ 見積書(様式第5号)

## 1 1. 二次審査の審査方法

### (1) 二次審査

一次審査にて決定した提案事業者につき、提出された企画提案書類等を基に、プレゼンテーション審査を行う。審査の詳細は、別紙「栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業審査要領」に定めるとおりとする。

#### ① 開催日

令和8年2月9日（月）（詳細は一次審査結果通知時に別途通知予定）

#### ② 開催場所

栗東市役所内会議室（詳細は一次審査結果通知時に別途通知予定）

#### ③ プrezentation及び質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明及びデジタルドリルのデモンストレーションを行うこと。その後、15分程度の質疑応答を行う。

#### ④ 審査員

審査委員会委員5名（栗東市役所職員および栗東市立学校管理職）

#### ④ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は5名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、原則本業務の窓口となる担当者が行うこと。

#### ⑤ 備品

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、参加事業者が用意すること。ただし、大型ディスプレイとスクリーンのみ審査委員会にて用意可能であるため、使用する場合は可能な限り早期に申し出ること。

#### ⑥ 資料

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

#### ⑦ 業務関係者の参加

二次審査には、審査委員以外の本業務関係者も参加する場合がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明及び質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会にて行うものとする。

## 1 2. 審査結果

審査結果については、令和8年2月中旬（予定）に、全ての参加事業者に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

### 1 3. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は一者につき一案のみとする。

### 1 4. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 1 5. その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消す場合においても、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成及び記載上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合

- ⑤ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑥ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑦ 見積書の金額が「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申し立ての可否

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

16. 問合せ先

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市教育委員会事務局学校教育課 担当：稗田

電話：077-551-0130（直通）

メールアドレス：gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp